

住居手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年12月26日

鳥取県人事委員会委員長 佐 蔵 絢 子

鳥取県人事委員会規則第42号

住居手当に関する規則の一部を改正する規則

住居手当に関する規則（昭和49年鳥取県人事委員会規則第33号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「削除条」という。）を削り、同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「追加条」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（削除条を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加条を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改正後	改正前
<p>(職員の所有に係る住宅に準ずる住宅) 第3条 略</p> <p><u>(職員以外の当該住宅の新築者等)</u> <u>第3条の2 条例第9条の5第1項第2号の人事委員会規則で定める者は、次の各号に掲げる住宅の区分に応じ、当該各号に掲げる者とする。</u></p> <p><u>(1) 前条第2号に掲げる住宅 当該扶養親族たる者</u></p> <p><u>(2) 前条第3号に掲げる住宅のうち人事委員会が定める住宅 人事委員会が定める者</u></p>	<p>(職員の所有に係る住宅に準ずる住宅) 第3条 略</p> <p><u>(職員以外の当該住宅の新築者等)</u> <u>第7条の2 条例第9条の5第2項第2号の人事委員会規則で定める者は、次の各号に掲げる住宅の区分に応じ、当該各号に掲げる者とする。</u></p> <p><u>(1) 第3条第2号に掲げる住宅 当該扶養親族たる者</u></p> <p><u>(2) 第3条第3号に掲げる住宅のうち人事委員会が定める住宅 人事委員会が定める者</u></p>
<p>(支給の始期及び終期) 第9条 略</p> <p>2 住居手当を受けている職員にその月額を変更すべき事実が生じたときは、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、住居手当の月額を増額して改定す</p>	<p>(支給の始期及び終期) 第9条 略</p> <p>2 住居手当を受けている職員にその月額を変更すべき事実が生じたとき、<u>又は職員が条例第9条の5第2項第2号に規定する場合に係る住居手当を受けている場合において同号に規定する当該新築又は購入がなされた日から起算して5年を経過したときは、</u></p>

る場合について準用する。

それぞれその事実の生じた日又は5年を経過した日の属する月の翌月（それらの日が月の初日であるときは、それらの日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、住居手当の月額を増額して改定する場合について準用する。

附 則

この規則は、職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成18年鳥取県条例第83号）第1条の規定の施行の日から施行する。